別表（第４条関係）

<table>
<tr><th>補助事業の区分</th><th>補助基準額</th><th>補助対象経費</th></tr>
<tr><td>一時預かり事業
（１）一般型</td><td>基本分
事業実施年度の年間延べ利用児童数の区分に応じ、次に定める額とする。
<table>
<tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>１か所当たり年額</th></tr>
<tr><td>25人以上　50人未満</td><td>1,539,000円</td></tr>
<tr><td>50人以上　100人未満</td><td>2,063,000円</td></tr>
<tr><td>100人以上　200人未満</td><td>2,555,000円</td></tr>
<tr><td>200人以上　300人未満</td><td>3,079,000円</td></tr>
<tr><td>300人以上　900人未満</td><td>3,492,000円</td></tr>
<tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,740,000円</td></tr>
<tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>5,402,000円</td></tr>
<tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>7,064,000円</td></tr>
<tr><td>2,700人以上</td><td>8,726,000円</td></tr>
</table></td><td rowspan="3">一時預かり事業の実施に必要な経費</td></tr>
<tr><td>（２）余裕活用型</td><td>次に定める児童１人当たりの単価に、年間延べ利用児童数を乗じて得た額とする。
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">単価（日額）</th></tr>
<tr><th>０～２歳児</th><th>３～５歳児</th></tr>
<tr><td>私立保育所</td><td rowspan="2">7,000円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td>小規模保育事業所</td><td>－</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（３）災害特例型</td><td>一時保育実施要綱第２条第１項第３号ウ（ア）に該当する児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、算定される金額とする（児童１人当たり月額）。
・子ども・子育て支援法第27条第３項により算定される金額
・同法第29条第３項により算定される金額
・同法第28条第２項第２号又は第３号により算定される金額
・同法第30条第２項第２号、第３号又は第４号により算定される金額
※　月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補助事業の区分</th><th>補助基準額</th><th>補助対象経費</th></tr>
<tr><td></td><td>例によること。</td><td></td></tr>
<tr><td>（４）定期利用保育事業</td><td>ア　基本分
１日の利用時間に応じて適用される次の単価に、年間延べ利用児童数を乗じて得た額とする。
<table>
<tr><th>１日の利用時間</th><th>単価</th></tr>
<tr><td>４時間未満</td><td>2,500円</td></tr>
<tr><td>４時間以上８時間以内</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>８時間超９時間以内</td><td>5,625円</td></tr>
<tr><td>９時間超10時間以内</td><td>6,250円</td></tr>
<tr><td>10時間超</td><td>6,875円</td></tr>
</table>
イ　処遇改善事業分
次により算出された額とする。
（算式）
11,030円×賃金改善対象者数（※）
×事業実施月数

※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、１か月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の１か月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。
なお、「賃金改善対象者数」については令和７年４月１日以降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。</td><td>定期利用保育事業の実施に必要な経費

処遇改善事業の実施に必要な経費</td></tr>
<tr><td>（５）緊急一時保育事業</td><td>ア　基本分
児童１人当たり日額2,600円に、年間延べ利用児童数を乗じて得た額とする。

イ　利用料免除加算
一時保育実施要綱第29条第１項ただし書きの規定により利用料を免除する場合、次の算式によ</td><td>緊急一時保育事業の実施に必要な経費</td></tr>
</table>

補助事業の区分	補助基準額	補助対象経費
	り得られた額を加算する。 （算式） 当該免除対象児童の免除期間における利用日数×1,400円	